

○鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 27 日

規則第 19 号

(利用料金の減免)

第 10 条 (一部抜粋)

- (2) 国、地方公共団体又は営利を目的としない法人（人格のない社団を含む。）が県民の健康の保持及び増進に資すると認められる事業のために県民健康プラザ健康増進センターの施設で条例別表施設の項に掲げるもの（運動実践施設及び簡易型健康度評価設備を除く。以下「健康科学教室等」という）を利用する場合

区分	施設等の名称	
施設	運動実践施設	プール 多目的温泉施設 トレーニング施設
	健康科学教室	
	会議室	
	第 1 研修室	
	第 2 研修室	
	調理実習室	
	フィットネススタジオ	
	テニスコート	
	多目的広場	
	簡易型健康度評価設備	